

## 主 文

被告人を拘禁刑1年6月に処する。

この裁判が確定した日から3年間その刑の執行を猶予する。

広島地方検察庁で保管中の大麻植物片7点（令和8年広地領第235号符号1、2、5-1、7-1、18、19-1、25）、粘稠物（麻薬Δ8-THC及びΔ9-THC）1点（同号符号26-1）、粘稠物（麻薬Δ9-THC）1点（同号符号28-1）、アルミホイルの塊（麻薬である、リゼルギン酸ジエチルアミド）1点（同号符号30）を没収する。

## 理 由

（罪となるべき事実）

被告人は

第1 法定の除外事由がないのに、令和7年12月16日、広島県東広島市a b丁目c番d号eの当時の被告人方において、麻薬である大麻の植物片若干量を燃焼させ、その煙を吸引し、もって麻薬を施用し

第2 みだりに、同日、前記当時の被告人方において

- 1 麻薬である大麻植物片約5.513g（令和8年広地領第235号符号1、2、5-1、7-1、18、19-1、25はその鑑定残量）を所持し
- 2 麻薬である6a, 7, 8, 10a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ [b, d] ピラン-1-オール（別名デルタ9テトラヒドロカンナビノール）を含有する液体約0.1g（同号符号28-1はその鑑定残量）を所持し
- 3 麻薬である6a, 7, 10, 10a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ [b, d] ピラン-1-オール（別名デルタ8テトラヒドロカンナビノール）及び6a, 7, 8, 10a-テトラヒドロ-6, 6, 9-トリメチル-3-ペンチル-6H-ジベンゾ [b, d] ピラン

ー 1ーオール（別名デルタ9テトラヒドロカンナビノール）を含有する液体約  
0.323g（同号符号26-1はその鑑定残量）を所持し

4 麻薬であるリゼルギン酸ジエチルアミド（別名リゼルギド）又はその塩類を  
含有する固形物約2.923g（同号符号30はその鑑定残量）を所持し

たものである。

（証拠の標目）

省略

（法令の適用）

罰 条

判示第1の所為 麻薬及び向精神薬取締法66条の2第1項、27条1項

判示第2の所為 麻薬及び向精神薬取締法66条1項

併合罪の処理 刑法45条前段、47条本文、10条（犯情の重い判示第  
2の罪の刑に法定の加重）

刑の全部執行猶予 刑法25条1項

没 収 麻薬及び向精神薬取締法69条の3第1項本文（いずれも  
判示第2の罪に係る麻薬で犯人所有）

（量刑の理由）

被告人は、麻薬である大麻の薬理効果を求めて施用したほか、自ら施用する目的  
で麻薬である大麻植物片、麻薬を含有する液体や固形物等複数の麻薬を所持してい  
たものであり、その量も少なくない。被告人には麻薬に対する親和性や依存性、常  
習性が認められる。加えて、被告人は、本件各犯行当時、警察官の職にあったので  
あり、本件各犯行は、警察に対する社会的信頼を失墜させかねない行為といえる。

以上からすれば、被告人は厳しい非難を免れない。

他方で、被告人が各事実を認めて反省の言葉を述べ、再犯に及ばないために精神  
科に通院し始めたこと、前科前歴がないこと、被告人の母親が今後の監督を誓約し  
たこと、当然のこととはいえ本件により懲戒免職となり、一定の社会的制裁を受け

たといえることなど、被告人のために酌むことができる事情も認められる。

これらの事情を考慮し、被告人を主文の拘禁刑に処した上、今回はその執行を猶予するのが相当であると判断した。

(求刑 拘禁刑1年6月、主文同旨の没収)

令和8年3月25日

広島地方裁判所刑事第2部

裁判官 大 久 保 優 子